

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書

今、国民の「こころ」は深刻な状況にある。平成10年から毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしている。平成17年には、300万人以上、つまり40人に一人以上の人々が精神科を受診するようになり、今も増加傾向が続いている。

平成18年4月に3障害を一体的に支援する障害者自立支援法が施行されたが、サービスの基盤体制は立ち遅れており、地域で暮らす当事者を支える家族に対しても、支援が必要であることが最近になってようやく認識されるようになった。

また、障害者自立支援法が見直され、今年6月に成立した障害者総合支援法も障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言が、一部の採用となり当事者や家族にとっては、不満の残るものとなった。

厚生労働省は、平成20年度から21年度にかけて「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を設け、現状と今後望まれる施策をまとめた。このような中、平成22年4月、家族当事者、医療福祉の専門家、学識経験者による「こころの健康政策構想会議」が設置され、家族・当事者のニーズに応えることを主軸に据え、現実の危機を早く根本的に改革するための「こころの健康政策についての提言書」が、平成22年5月末に厚生労働大臣に提出された。

この中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、心の健康についての総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、鹿児島県議会は、国会及び政府に対し、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の早期制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月3日

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣
文部科学大臣